

# 令和8年度 長崎市私立幼稚園等預かり保育促進事業のお知らせ

## 1 概要

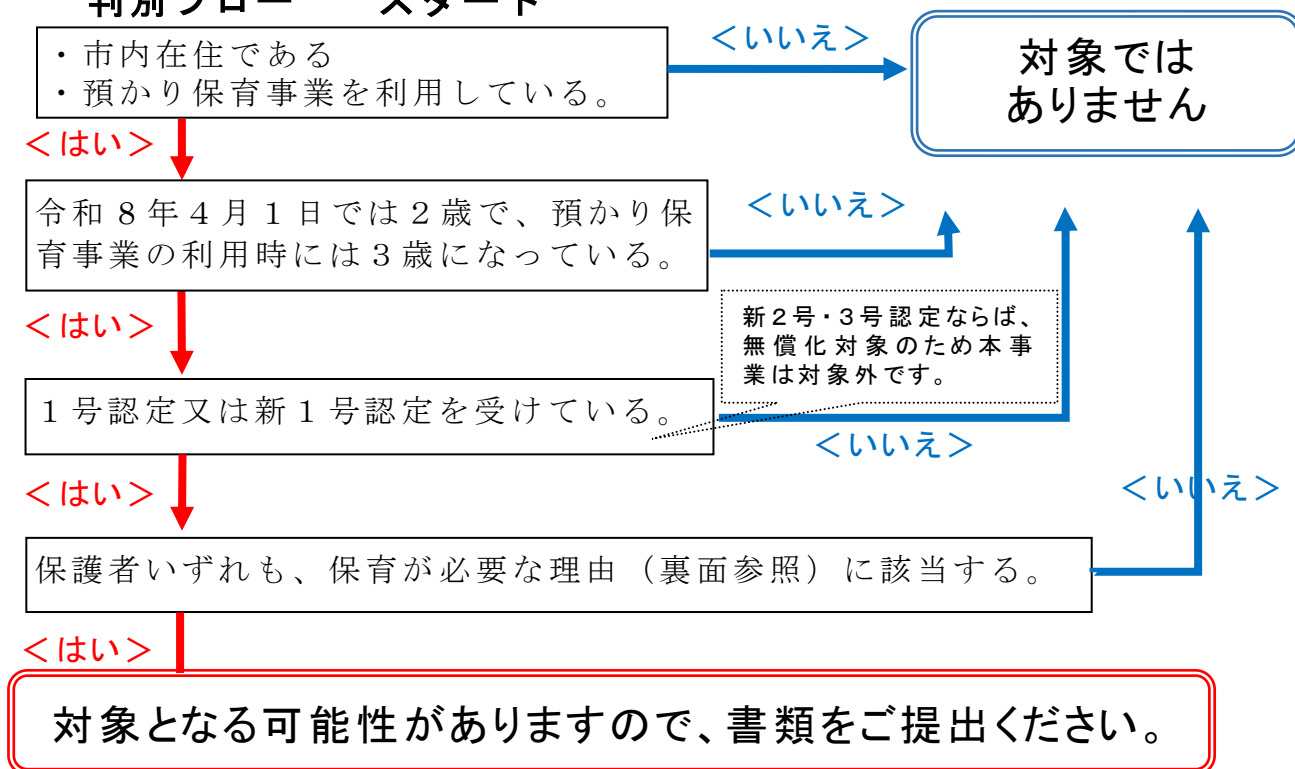
長崎市内私立幼稚園・認定こども園における「預かり保育」を利用する以下の保護者は、預かり保育料の一部が補助対象となります。

今回は**令和8年4月分～9月分**が対象です。

補助対象額は月の利用料の3分の1（月額上限3,000円）です。

- (1) 長崎市内に住所を有する園児で、預かり保育事業を利用している。
- (2) 1号認定又は新1号認定の満3歳児（うち市民税非課税世帯に該当しない方）
- (3) 保護者いずれも保育が必要な理由に該当する
- (4) 幼児教育・保育の無償化の対象にならない子ども

### 判別フロー スタート



## 2 補助金額

預かり保育料として**保護者の方が支払った額の3分の1**（ただし、**月額の上限は3,000円**とし、100円未満の端数は切り捨て）

## 3 申請方法

各園を通じて申請用紙等を配布しますので、以下、(1)・(2)の書類を準備いただき、**9月30日（水）までに、園に提出してください。**

- (1) 私立幼稚園等預かり保育促進事業補助金交付申請書(右上に①と書かれた書式。)に必要事項を記入・押印して提出してください。
- (2) 保育を必要とする理由を証する書類(理由によって書式が異なります。対象となる保護者全員分が必要です。)

## 4 申請後の流れ

- (1) 内容及び長崎市補助金等交付規則に基づく審査（例：市税等の滞納、暴力団関係者に該当の場合は対象外）を行います。
- (2) 審査後、該当・非該当の通知を保護者あてに郵送します。該当の場合、指定口座へ補助金をお振り込みいたします。時期は12月上旬を予定しています。

## 5 記載に関する注意

- (1) 修正には訂正印が必要です。
- (2) 申請者と口座名義人は同一（申請者本人の口座）です。
- (3) 勤務証明書の証明について、
  - ア 「自営等のため本人自身で証明」、「委託を受けて業務するが勤務証明書が発行されない」場合は、「就労状況申立書（様式②）」を提出ください。
  - イ 令和7年10月以降に、他案件（姉弟兄の入園、認定切替）で、勤務証明書を幼児課に提出済みであり、保護者の状況に変わりがないければ省略可とします。

## 6 保育が必要な理由

| 保護者・同居親族等の状況    |                                                                                                 |              | 提出書類                                           |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------------------------------------------------|
| ①就労             | 1カ月において、<br><b>64時間以上</b> 労働する<br>ことを常態とする                                                      | ①-(1)事業所等に勤務 | ・勤務証明書                                         |
|                 |                                                                                                 | ②-(2)自営業等に従事 | ・就労状況申立書<br>(自営業等)                             |
| ②妊娠・出産          | 妊娠中、又は出産前後（ <b>出産後8週目を迎える<br/>日の月末まで対象</b> ）                                                    |              | ・母子手帳(写)（保護者氏名、<br>出産(予定)日記載の部分）<br>又は出産証明書    |
| ③疾病・障害          | 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは<br>は身体に障害を有している                                                         |              | ・医師の診断書                                        |
| ④同居親族の<br>介護・看護 | 親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常<br>時介護又は看護している                                                          |              | ・医師の診断書<br>(看護・介護用)                            |
| ⑤災害復旧作<br>業     | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっ<br>ている                                                                   |              | ・罹災証明書(写)                                      |
| ⑥求職活動           | 求職活動を継続的にを行っている<br><b>※求職活動開始から90日目を迎える日の月<br/>末まで対象。</b>                                       |              | ・求職活動申立書、雇用保険<br>受給資格者証(写)等、                   |
| ⑦学校等通学          | 学校、専修学校、各種学校に在学している                                                                             |              | ・在学証明書又は受講決定通<br>知書(写)<br>・カリキュラム等時間が分か<br>る書類 |
| ⑧職業訓練           | 職業訓練校に在籍している                                                                                    |              |                                                |
| ⑨虐待             | 児童虐待を行っている又は再び行われるおそれが<br>あると認められる                                                              |              | ・関係機関からの書類<br>(虐待・DVの状況であること<br>が客観的に確認できるもの)  |
| ⑩DV             | 配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保<br>育が困難であると認められる                                                         |              |                                                |
| ⑪育児休業中          | 当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小<br>学校就学前子どもが預かり保育を利用しており、<br>当該育児休業の間に当該預かり保育を引き続き利<br>用することが必要であると認められる |              | ・育児休業証明書                                       |
| ⑫、⑬親族の<br>常時介護  | ⑫長期にわたり疾病の状態にある親族の常時介護<br>⑬長期にわたり精神又は身体に障害を有する親族<br>の常時介護                                       |              | ・医師の診断書<br>(看護・介護用)                            |